

令和 7 年度 大町市公共下水道事業下水道管路調査等業務 仕様書

第 1 章 総 則

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、（公財）長野県下水道公社中信支社（以下「公社」という。）が委託する令和 7 年度大町市公共下水道事業下水道管路調査等業務（以下「調査等」という。）に適用する。
- (2) 仕様書及び設計図書等に疑義が生じたときは監督員の指示又は協議によるものとする。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示……監督員が受託者に対して業務上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。
- (2) 承諾……契約書、仕様書及び設計図書等で示した事項で、受託者が監督員に対して書面で申し出た業務上必要な事項について監督員が書面により同意すること。
- (3) 協議……書面による協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。なお、相互から発議できるものである。
- (4) 打合せ…業務を適切かつ円滑に実施するために監督員等と受託者が面談により前もって確認、相談をすること。

3 法令の遵守

- (1) 受託者は業務を実施するにあたり、下記に掲げる法律及びその他の関係法令等を遵守すること。
 - ア 労働基準法 （昭和 22 年法律第 49 号）
 - イ 労働者災害補償保険法 （昭和 22 年法律第 50 号）
 - ウ 消防法 （昭和 23 年法律第 186 号）
 - エ 緊急失業対策法 （昭和 24 年法律第 89 号）
 - オ 建設業法 （昭和 24 年法律第 100 号）
 - カ 建築基準法 （昭和 25 年法律第 201 号）
 - キ 港湾法 （昭和 25 年法律第 218 号）
 - ク 毒物及び劇物取締法 （昭和 25 年法律第 303 号）
 - ケ 道路法 （昭和 27 年法律第 180 号）
 - コ 下水道法 （昭和 33 年法律第 79 号）
 - サ 中小企業退職金共済法 （昭和 34 年法律第 160 号）
 - シ 道路交通法 （昭和 35 年法律第 105 号）
 - ス 河川法 （昭和 39 年法律第 167 号）
 - セ 電気事業法 （昭和 39 年法律第 170 号）
 - ソ 公害対策基本法 （昭和 42 年法律第 132 号）
 - タ 騒音規制法 （昭和 43 年法律第 98 号）
 - チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - ツ 水質汚濁防止法 （昭和 46 年法律第 138 号）
 - テ 酸素欠乏症等防止規則 （昭和 47 労働省令第 42 号）
 - ト 労働安全衛生法 （昭和 47 年法律第 57 号）
 - ナ 振動規制法 （昭和 51 年法律第 64 号）
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者の負担と責任のもとで行うこと。

4 関係官公署への手続き等

- (1) 受託者は業務を実施するため関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うこと。

- (2) 受託者が関係官公署等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

5 提出書類

- (1) 受託者は契約締結後速やかに次の書類を提出し承諾を受けるものとする。
 - ア 着手届
 - イ 業務実施代理人届
 - ウ 業務工程表
 - エ 業務実施計画書
 - オ 下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格証の写し及び酸素欠乏作業主任者技能講習修了証（第2種）の写し
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは直ちに変更届を提出すること。
- (3) 業務が完了したときは、次の書類をとりまとめて速やかに報告すること。
 - ア 完了届
 - イ 報告書（第3章3による）
 - ウ その他監督員が指示するもの。

6 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務実施代理人と監督員は常に密接な連絡をとり業務の方法等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務実施代理人は仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

7 有資格者の配置

- (1) 受託者は下水道事業団が実施する下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者を配置するものとする。
- (2) 調査等の作業にあたっては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置するものとする。

8 工程管理

- (1) 受託者は業務実施計画書の業務工程に従い工程管理を適正に行うものとする。
- (2) 予定の業務工程と実績とに差が生じた場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図ること。
- (3) 作業実施の都合上、祝日又は休日等に作業を行う必要がある場合はあらかじめ作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は労働安全衛生法、酸素欠乏等防止規則等の定めるところに従い労働災害等の未然防止に努め、必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は気象情報を迅速に把握する体制を構築しておくとともに、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直に対処できるような対策を講じておくこと。なお、大雨等により下水道管内等の水位が急激に上昇する恐れのある時は下水道管内での作業は行わないこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については業務実施計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 作業中は現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 作業中の交通安全確保のため作業区域内のマンホールはフェンス等で囲い、保安要員を配置すること。なお、保安要員は第三者にも視認できるような服装、腕章を着用させること。
- (3) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

3 作業員の安全管理

- (1) 受託者はこの業務にあたっては常に細心の注意を払い、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対しては十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。
- (2) この業務にあたって下水道工作物又はガス等の付近では絶対に裸火を使用しないこと。
- (3) 万一事故が発生したときは緊急連絡体制に従い直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置をとること。

4 集中豪雨等に対する安全対策

- (1) 大雨等に関する気象情報により相当の降雨が事前に予想される場合には、原則として当日の作業は中止すること。
- (2) 気象情報や雨量データ等のリアルタイムの情報について作業前に携帯端末等を活用して取得し、当該情報を作業中止の判断に活用すること。
- (3) 大雨等により下水道管路内水位が上昇する恐れがある時は作業を行わないこと。

第3章 調査工等

1 一般事項

- (1) 受託者は業務実施計画書に調査等の箇所、調査等の順序、期間等を定め、予め監督員に承認を受けるものとし、変更が生じた場合は必ず監督員に報告すること。
- (2) 作業にあたっては下水道工作物等に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 受託者が監督員の指示に反して作業を続行した場合、及び監督員が事故防止上危険と判断した場合等には作業の一時中止を命ずることがある。
- (4) 作業にあたり道路等を汚染させたときはその都度洗浄清掃すること。
- (5) 作業終了後は速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2 調査工等

(1) 業務実施計画書

受託者は調査等の作業にあたり、事前に下記事項を記載した業務実施計画書を提出すること。

- ア 業務概要
- イ 現場組織(職務分担、緊急連絡体制等)
- ウ 調査等の計画(使用機器、調査点検の方法、清掃の方法、実工程等)
- エ 安全計画(労働災害及び公衆災害対策、保安対策、道路交通の規制及び処理方法、管路施設内と地上との連絡方法、酸素欠乏・有毒ガス対策、作業中止基準等)
- オ その他 (監督員の指示する事項)

(2) 調査等器材

調査等の作業に使用する器材は常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 作業時間

調査等の作業にあたっては道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 調査等の内容

1) 本管自走式テレビカメラ調査工(洗浄工含む)

- ア 調査箇所は別添の図面及び数量計算書に示す範囲とし、調査は本管自走式テレビカメラにより行う。調査項目及び判定基準は別表1-1又は別表1-2によるものとする。
- イ あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- ウ 高圧洗浄車の使用にあたっては、圧力により管渠を損傷することのないように吐出圧を調整すること。
- エ 高圧洗浄車に使用する洗浄水は受託者が用意すること。
- オ 管渠内に土砂等の堆積物があり、清掃及び土砂処分の必要がある場合は監督員と協議をすること。なお、堆積物は下流へ流出してはならない。万一、下流に流出させた場合は影響区間の清掃を行うこと。
- カ 調査は原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
- キ 調査にあつては管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、浸入水、取付管口等に十分注意しながら全区間撮影(カラー)し、HDDに収録すること。異常箇所、取付

- 管口等の必要箇所については側視撮影(カラー)し、鮮明な画像を収録すること。
- ク 異常箇所の位置表示は上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ケ 管内に異常が発見された場合はモニターから写真撮影(カラー)を行うものとし、これらの撮影内容及び方法の変更は事前に監督員と協議し、承諾を受けなければならない。
- コ 調査区間内のマンホールは、蓋及び内部について目視により調査を行う。調査項目及び判定基準は別表 1－3 及び別表 1－4 によるものとする。
- サ マンホールの調査については、マンホールごとに以下の写真撮影(カラー)を行うものとし、撮影の内容及び方法は事前に監督員と協議し承諾を受けなければならない。
- ・ 蓋を閉めた状態で蓋の表面と蓋周囲の全景
 - ・ 蓋の裏面
 - ・ マンホール内部(地上より撮影)
 - ・ 異常が発見された場合はその内容
- シ 調査の続行が困難となった場合は直ちに監督員に報告し指示を受けること。
- ス 判定基準の A ランクの異常を発見した場合は直ちに監督員に報告すること。

2) 緊急調査・点検工

- ア 上記 1) 本管自走式カメラ調査工のほか、委託期間内に大町市の管渠施設で発生する突発的な緊急調査・点検について、監督員の指示により速やかに対応が行える体制とすること。
- イ 上記アの緊急調査・点検を行うに当たっては、委託者と受託者で協議の上、実施すること。

3 報 告 書

- (1) 様式は A 4 版とし、図面は縮尺、寸法を明記し製本は A 4 版とすること。
- (2) 表紙には調査等年度、業務名、受託者名、調査等箇所、工期等を明記すること。
- (3) 書式等を変更しようとする場合は、事前に監督員と協議し承諾を受けなければならない。
- (4) 調査等の映像は全箇所について提出するものとし、映像を電子媒体に収録する場合は一般用 HDD に収録し提出すること。なお、提出する映像には件名、地名、マンホール番号、管径、管番号、距離等を標示すること。
- (5) 成果品等については公社の承諾なく公表してはならない。
- (6) 納品する図書及び記載事項は下記のとおりとする。
 - 1) 本管自走式テレビカメラ調査工報告書 1 部
 - ア 業務概要
 - イ 調査箇所図
 - ウ 調査結果一覧表(別紙 様式 1－1、様式 1－2、様式 1－5、様式 1－8)
 - エ 調査記録表(別紙 様式 1－3、様式 1－6、様式 1－9)
 - オ 調査記録写真
 - ・ テレビカメラ調査の記録写真は 1 スパンごとに 3 枚(直視 1 枚、側視 2 枚)を標準とし、管番号、名称、距離等を標示すること。
 - ・ マンホール調査の記録写真は 1 箇所ごとに 3 枚(蓋の表面と蓋周囲の全景、蓋の裏面、マンホール内部)を標準とし、メッシュ番号、マンホール番号等を標示すること。
 - カ 異常箇所一覧表(別紙 様式 1－4、様式 1－7、様式 1－10)
 - キ 異常箇所記録写真
 - ク 考察
 - ケ テレビカメラの映像を収録した HDD
 - コ 報告書の各種データ及び写真データを保存した HDD
 - サ 業務日誌
 - シ 道路使用許可書の写し
 - ス 協議書
 - セ その他監督員の指示するもの

第4章 そ の 他

1 特に定めのない事項

- (1) 契約書、仕様書及び設計図書等に特に明示していない事項で、調査等の作業に実施上当然必要な事項については受託者の負担において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項については速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。